

[事案 2025-7] 新契約取消請求

・令和7年7月10日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年3月に契約した変額保険（契約①）と同年12月に契約した変額保険（契約②）について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

(1)契約①について、「最初に400万円を払えば10年後には倍になっている、そのまま置いておけば1000万円には必ずなる」と言われたが、実際には、10年間毎年100万円を入金しなければならず、入金しないと解約手数料が発生する契約だった。

(2)契約②について、「最初に100万円を払って10年は置いておくこと」、保険会社から電話が来たら「追加のお金は入れないと言えばよい」と言われたが、実際には、10年間毎年50万円を入金しなければならず、入金をしないと解約手数料が発生する契約だった。

<保険会社の主張>

申立人の請求に応じることにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。